号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 49 号）の施行の日以降最初に公示された日に限る。）の属する年度前３年度以内の各年度に係る地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの３分の１の数値（以下この条及び次条において「財政力要件の判定に用いた財政力指数」という。）が 0.52 未満の都道府県にあつては 1 、 0.52 以上 0.69 未満の都道府県にあつては 2/3 、 0.69 以上 0.85 未満の都道府県にあつては 1/3 。ただし、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 33 号。以下この条及び次条において「平成 30 年地域再生省令改正省令」という。）の施行の日前に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税については、財政力要件の判定に用いた財政力指数が 0.47 未満の都道府県にあつては 1 、 0.47 以上 0.63 未満の都道府県にあつては 2/3 、 0.63 以上 0.78 未満の都道府県にあつては 1/3 とする。

二　法人事業税

次の算式によつて算定した額

算式

$$\Sigma a \times b \times 0.75 + \Sigma c \times (d - e) \times 0.75 + \Sigma f \times g \times 0.75 + \Sigma h \times (i - j) \times 0.75 + \Sigma k \times (l - m) \times 0.75 + \Sigma n \times (o - p) \times 0.75 + \Sigma q \times (r - s) \times 0.75 + \Sigma t \times u \times 0.375 \times \alpha + \Sigma v \times w \times 0.1875 \times \alpha + \Sigma x \times y \times 0.09375 \times \alpha + \Sigma z \times (aa - ab) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ac \times (ad - ae) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma af \times (ag - ah) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ai \times aj \times 0.375 \times \alpha + \Sigma ak \times al \times 0.1875 \times \alpha + \Sigma am \times an \times 0.09375 \times \alpha + \Sigma ao \times (ap - aq) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ar \times (as - at) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma au \times (av - aw) \times 0.75 \times \alpha$$

算式の符号

a　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 49 条、第 58 条及び第 94 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第 31 条及び附則第４条第３項、離島振興法第 20 条並びに奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

b　ａに係る標準税率

c　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 49 条、第 58 条及び第 94 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第 31 条及び附則第４条第３項、離島振興法第 20 条並びに奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

d　ｃに係る標準税率

e　当該都道府県がｃに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

f　沖縄振興法第 37 条及び第 58 条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のう

二　法人事業税

次の算式によつて算定した額

算式

$$\Sigma a \times b \times 0.75 + \Sigma c \times (d - e) \times 0.75 + \Sigma f \times g \times 0.75 + \Sigma h \times (i - j) \times 0.75 + \Sigma k \times (l - m) \times 0.75 + \Sigma n \times (o - p) \times 0.75 + \Sigma q \times (r - s) \times 0.75 + \Sigma t \times (u - v) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma w \times (x - y) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma z \times (aa - ab) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ac \times (ad - ae) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma af \times (ag - ah) \times 0.75 \times \alpha + \Sigma ai \times (aj - ak) \times 0.75 \times \alpha$$

算式の符号

a　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 49 条、第 58 条及び第 94 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第 31 条及び附則第４条第３項、離島振興法第 20 条並びに奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

b　ａに係る標準税率

c　低工法第５条、沖縄振興法第９条、第 32 条、第 37 条、第 49 条、第 58 条及び第 94 条、平成 24 年沖縄振興法改正法附則第２条、平成 26 年沖縄振興法改正法附則第５条、過疎法第 31 条及び附則第４条第３項、離島振興法第 20 条並びに奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額

d　ｃに係る標準税率

e　当該都道府県がｃに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

f　沖縄振興法第 37 条及び第 58 条の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

g　ｆに係る標準税率

h　沖縄振興法第 37 条及び第 58 条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額

i　ｈに係る標準税率

j　当該都道府県がｈに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とする。

k　半島振興法第 17 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額のうちその適用の初年度に係るもの

l　ｋに係る標準税率

m　当該都道府県がｋに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に 0.5 を乗じて得た率に満たないときは、当該